

特定商取引に関する法律施行令の改正について（お知らせ）

平成15年7月1日
経済産業省

6月4日に特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、本日から施行されることとなっております。

1. 政令改正の背景

近年、国民生活センターや当省消費者相談室等に寄せられた消費者トラブルをみると、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）における訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売において規制対象となっている商品及び役務以外の商品及び役務に係る消費者トラブルが増加しておりました。

2. 政令改正の概要

上記の状況にかんがみ、特定商取引法における訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る指定商品及び指定役務に以下の商品及び役務を追加する政令改正を行いました。

（1）指定商品（別表第1）

「火災警報器、（ガス漏れ警報器、防犯警報器）その他の警報装置」^{（注1）}
（現行の第19号「ガス漏れ警報器及び防犯警報器」に追加）

（2）指定役務（別表第3）

「火災警報器、ガス漏れ警報器、防犯警報器その他の警報装置」の貸与^{（注1）}
（現行の第2号「物品の貸与」に追加）

「（浴槽）、台所流し、便器、浄化槽、給水管、（排水管）、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備」の清掃
（現行の第4号「浴槽若しくは排水管の清掃」に追加）

「住宅に附属して屋外に設置するバルコニー、車庫、物置その他これらに類する簡易なプレハブ式の工作物の組立て又は設置」
（新規）

「障子、雨戸、門扉その他の建具」、「ふろがま」、「浴槽、台所流し、便器、浄化槽、給水管、排水管、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備」及び「神棚、仏壇及び仏具並びに祭壇及び祭具」^(注2)の修繕又は改良

(現行の第12号「家屋、門若しくは塀又は太陽光発電装置、家庭用ミシン、換気扇、履物、畳、布団若しくは太陽熱利用冷温熱装置の修繕又は改良」に追加)

「土地の測量」^(注3)

(新規)

(3) 新規追加の指定商品ではないが、解釈上の疑義を避けるため明文化

「住宅に附属して屋外に設置するバルコニー、車庫、物置その他これらに類する簡易なプレハブ式の工作物の部材」

(従来は、現行の別表第一・第三十八号に含まれると解されていたもの)

(注1) 一般的に警備サービスを行うための必要手段として防犯警報器等を住宅等に取り付けることなどは、当該防犯警報器等について販売又は貸与という形態をとる場合も含め、警備サービスの一環であることから本法の規制対象とならないと解される。(ただし、提供される役務の実態として、警備サービス業の提供であれば規制対象外となる一方、防犯警報器等の貸与であれば規制対象となると解される。)

(注2) 一般的に「仏壇の清掃」と呼ばれているものは、仏壇の金箔の剥がれ等を修復するものであり、「神棚、仏壇及び仏具並びに祭壇及び祭具の修繕又は改良」に含まれる。

(注3) 測量法に基づく測量業者登録を必要とする測量以外のものが対象となり、国土地理院が実施する「基本測量」、国・公共団体が実施する「公共測量」等は含まれない。(測量法は、国や公共団体が費用を負担若しくは補助して実施する土地の測量或いはこれらの測量の結果を利用する土地の測量を「基本測量」(第4条)、「公共測量」(第5条)及び「基本測量及び公共測量以外の測量」(第6条)と規定し、国土の利用及び開発の基礎となる広域的で高精度を要する測量として位置付けるとともに、その実施基準等を定め、測量の重複を除き、正確さを確保することとしている。また、これらの測量を請け負う営業を「測量業」と定め、同法に基づく「測量業者登録」の対象としていることによる。)

参考資料：特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対象条文